

5 住民等の意見についての留意事項

大規模小売店舗の新設や変更の届出について、その大規模小売店舗が立地する市町に居住する住民等は、意見を述べるすることができます。

意見を述べる場合は、以下の点に留意して意見書を作成の上、県に提出してください。

第1 届出に関する情報

大規模小売店舗の新設や変更の届出を受理すると、県はその概要を県公報に登載し、届出書類を県庁（静岡県経済産業部商工業局地域産業課）において縦覧に供します。なお、届出書類は市町の窓口においても御覧いただけます。

また、届出から2月以内に届出者が説明会を開催しますので、この説明会への出席や届出書類の閲覧により、届出内容や届出者が周辺的生活環境の保持のためにどのような配慮を行おうとしているかについて、知ることができます。

第2 意見書の提出方法

県公報登載の日から4月以内に、以下のとおり意見書を作成し、下表のいずれかの方法により提出してください。

1 意見書の宛先：静岡県知事

2 記載事項

- (1) 意見を述べる者の氏名又は団体名（代表者氏名）及び住所
- (2) 大規模小売店舗の名称
- (3) 意見の内容とその理由
- (4) 縦覧の際、氏名、住所を公開とするか否か（個人の場合に限る）

第3 意見の提出先 静岡県経済産業部商工業局地域産業課

方 法	宛 先 等
郵送・持参	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
ファクシミリ	054-221-5002
Eメール	mati@pref.shizuoka.lg.jp

第4 意見の静岡県公報への登載と縦覧

提出いただいた意見は、概要を静岡県公報に登載し、意見書は縦覧に供されます。このため意見書には、縦覧の際に住所及び氏名を公開して差し支えないか否かについて、記載していただいています。

